

TOPICS 01

平川市水道基本料金の減免または助成を延長します

さらに2か月間
延長します！

市ではエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者を支援するため、国の重点支援地方交付金を活用して水道基本料金の減免または助成を行っています。

水道基本料金の減免について（申請不要）

- 減免の対象者

平川市または久吉ダム水道企業団から給水を受けている方（地方公共団体が所有管理している施設は対象外）
- 減免する額

令和8年1月使用分（2月請求）から令和9年2月使用分（3月請求）までの基本料金とメーター使用料
- [問合せ] 上下水道課 総務係 ☎55-5383（本庁舎3階15番窓口）

井戸水や町会などが管理する水道のみを利用している方への助成について

- 申請受付期間

～令和9年2月26日（金）（申請期間を2か月間延長します）
- 助成の対象者

水道基本料金の減免対象者に該当しない方で、令和8年1月から令和9年2月の間に平川市住民基本台帳に記載された住所地の世帯の方（ただし、世帯につき1人のみとし、同一の住所地に2世帯以上が居住する場合は、1世帯分のみとします。）
- 助成する額

1か月あたり2,090円
令和8年1月から令和9年2月のうち、実際に居住した月数
- 申請書類の提出場所

市民課生活環境係（本庁舎2階4番窓口）、尾上総合支所、碓ヶ関総合支所、葛川支所
- 申請に必要な書類

①申請書
※市民課または各支所に用意しています。
※市ホームページからもダウンロードできます。

②添付書類
・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証などの写し）
・通帳の写し
- 
- [問合せ] 市民課 生活環境係 ☎55-5892（本庁舎2階4番窓口）

TOPICS 02

減塩チャレンジ講座受講者を募集します



市では、脳血管疾患による死亡率が高く、医療費が高い傾向にあります。そのため、原因の一つである高血圧を予防・改善するために「高血圧ゼロのまちモデルタウン事業」に取り組んでいます。

約2か月の間、血圧の測定と減塩を実践し、保健師や管理栄養士と相談しながら血圧の改善を目指してみませんか。講座前後で尿中塩分検査も行いますので、ぜひご参加ください。

- 募集要件

おおむね30歳～74歳までの平川市民で、全2回の講座への参加と、毎日の血圧測定と記録が可能な方、かつ以下の①～③のいずれかに当てはまる方

①家庭血圧において、おおむね収縮期血圧160mmHg以上または拡張期血圧100mmHg以上の方

②高血圧で内服治療中だが、家庭血圧が目標値まで下らない方

③高血圧の薬は飲んでいないが、主治医から減塩を勧められている方
- 申込締切

11月20日（金）

※11月29日（日）平川市公開健康講座にもぜひご参加ください。
- 講座日程（定員15名、受講料無料）

第1回	減塩講話と尿中塩分検査の実施
	12月2日（水） 13：30～15：00 講師 平川市管理栄養士 場所 本庁舎1階 ひらかわぷれいす「アヴェッサ」
第2回	尿中塩分検査の結果説明
	令和9年3月8日（月）、9日（火）のどちらか 13：00～15：00（一人あたり30分面談） 場所 本庁舎2階 相談室2

[問合せ・申込み] 子育て健康課 健康推進係 ☎55-5819（本庁舎2階10番窓口）

TOPICS 03

令和9年度農業関係補助事業の要望調査を行います

令和9年度実施予定の農業関係補助事業について、要望調査を実施します。事業の活用を希望する方は、必ず、事業ごとに記載されている必要書類を提出してください。

※当調査は予算要望用資料として使用するものであり、事業採択を確約するものではありません。

要望期限 11月6日(金)

果樹

●ふるさと農業応援事業（人工交配機器等購入支援事業）

花粉交配機器および交配用静電ノズルの購入費を補助
補助率 1/3 以内（上限あり）

対象者 市内農業者、農業法人、営農集団

●特産果樹産地育成・ブランド確立事業

支柱・樹棚の購入費、雨よけハウスの整備に係る経費を補助

補助率 1/3 以内（上限あり）

対象者 認定農業者、認定新規就農者、営農集団など

必要書類 見積書

野菜・花き

●野菜等産地力強化支援事業

パイプハウス、省力化・高品質化、高温対策を目的とした資材、機械の導入に係る経費を補助

補助率 1/4 以内 ※高温対策のみ 1/3 以内

対象者 認定農業者、認定新規就農者、農業法人など

必要書類 カタログ、見積書

その他

●新規就農者育成総合対策事業
（経営開始資金・経営発展支援事業）

①経営開始資金 新規就農者に対して、就農直後の経営を支援するため資金を交付します。

50歳未満：年間165万円（最長3年間）

50歳以上60歳以下：年間50万円（最長3年間）

②経営発展支援事業 新規就農者に対して、機械・施設等の導入に関する費用を補助します。

補助率 3/4 以内（税抜き・上限あり）

交付要件など詳細は市ホームページでご確認ください。なお、事業内容は変更となる可能性があります。

全品目

●地域農業構造転換支援事業（国）

農業用機械・施設の導入経費を補助（単体で50万円以上）

補助率 3/10 以内（上限あり）

対象者 地域計画の目標地図に位置付けられた者
必要書類 カタログ、見積書

●スマート農業導入支援事業

必要書類 カタログ、見積書

①農業用ドローンの導入に係る経費を補助

補助率 補助率 3/10 以内（上限あり）

対象者 JA 水稲連に所属し、他の生産組織の防除も行う組織、認定農業者、認定新規就農者

②ドローンの技能認定に係る経費を補助

補助率 1/2 以内（上限あり）

対象者 JA 水稲連に所属し、他の生産組織の防除も行う組織、認定農業者、認定新規就農者

③ロボット草刈機、ラジコン草刈機の導入に係る経費を補助

補助率 3/10 以内（上限あり）

対象者 認定農業者、認定新規就農者、果樹産地構造改革計画において定められている「担い手」の要件を満たす者

④自動操舵装置などの導入に係る経費を補助

補助率 3/10 以内（上限あり）

対象者 認定農業者、認定新規就農者

⑤Ntrip方式、VRS方式に要する専用受信端末の導入に係る経費を補助

補助率 3/10 以内（上限あり）

対象者 水稲連に属する生産組織、認定農業者、認定新規就農者

